

わが国公債の成立

——明治初期公債政策——

池田浩太郎

序 本研究のテーマ

この研究の課題は明治初期公債政策に光をあてることにある。

いわゆる明治初期という時期を何時までにかぎるかは、文化、政治、社会、経済の側面からさまざまに判断されうる問題である。諸学者の問題意識のちがいにしたがって年代限定には若干のずれがうまれるであろう。この研究では当面の課題である公債の側面から限定しようとおもう。明治十九年の整理公債条令の発令をもって明治初期がおわりをづけ次の時期がはじまるものとかんがえたい。松方の整理公債条令の発令は、我國にはじめて近代的意味での公債制度を完成させたものであつて公債史上劃期的意義をもつ。したがって明治初期をこの時期に限ることはわれわれには意味ぶかいことになるであろう。

明治初期、すなわち維新より二十年たらずの間は公債制度の側面よりみるときは、公債制度の成立とさらにそれが近代公債制度へと発展してゆく過程とかんがえられるであろう。整理公債条令の制定にいたるまでの公債制

度の発展の様相を把握することが、明治初期公債政策解明の第一の課題とならう。この課題はさらに二つの段階（時間）の問題にわけて検討してもよいとおもう。すなわち

(イ) わが国公債の成立（明治初年の借入金政策より明治三年の九分利付外債成立にいたる問題）。

(ロ) 近代公債制度の確立（九分利付外債成立より整理公債発行にいたるまでの公債制度近代化の問題）。

さて、元来公債は租税とならんで才入調達の一手段をなす。近代国家では租税が特定の支出目的をもって徴収されるのはまれであって、普通には才入一般として国庫に納められる。そしてこれが経常経費一般に支出されるのである。これに反し公債の発行（交付）は特定支出目的（特定の政策意図）をもってなされる場合がほとんどである。したがって公債発行の事実時は時々の社会経済問題の所在を重点的につたえるものといつてよいであらう。まことに「公債の状況と運動とは政治的経済的諸事情や諸事件の反映」(W. Gerloff, Die Öffentliche Finanzwirtschaft, 2. Aufl., Band 2. Frankfurt am Main 1950, S. 131) である。しかも公債発行はこれら時々の諸問題にたいする政府の政策意図を明瞭にしめしているといえるのである。

かくて明治初期における公債発行の概要をかえりみることによつて明治政府の政策意図を了解するひとつのてがかりをうるであらう。明治初期公債の目標なり任務なりを追求し、公債発行の社会経済的意義を把握することがこの研究の第二の課題となる。とくにここでは近代資本主義の成立にたいして公債政策がはたした役割を考察すべきであらう。

租税が強制的徴収であるのとなつて公債は一定条件下での借入である。したがつて公債発行の成否は、一方には国家（政府）の信用に依存し、他方には元金利子の支払条件に依存する。すなわち公債発行の成否は当時の

一般金融や経済の諸事情に制約されるのである。しかも公債発行は資本とか購売力の創造や移転などの事態をひきおこし、これを通じて経済発展の要因となる。このことはとくに資本主義の生成期について妥当する。ただし「公債は（資本の）本源の蓄積のもっともエネルギーなデコのひとつ」（マルクス）だからである。また公債証書は資本として機能し、流通が自由であることが原則である。かくて公債発行が直接にはどんな政策意図をになっているかにかかわりなく、公債の発行という事態およびその保有、流通など、これにまつわる一切の事態そのものが社会経済におおきな影響をおよぼすことになるであろう。

明治初期に発行または交付された公債が発行の直接目的をこえてどんな作用を演じたか、また資本主義の成立にどのような貢献をなしたか、このことについて検討することがこの研究の第三の課題となるであろう。

かくて公債のもつ問題の性質に応じて明治初期公債政策の解明はおおよそ以上のようなテーマにわかれることとなった。この研究の目的はこれらのテーマを追求することにある。

さて上述した明治初期公債政策の問題はつぎのようにならべてみることもできよう。すなわち

- 一、わが国公債の成立、
- 二、明治初期公債政策の目標と役割、
- 三、明治初期公債の社会経済的作用、
- 四、近代公債制度の確立、

このような形に問題を整理すると、明治初期公債政策のさまざまな問題を論ずることか同時にその歴史的解明にもなりうるであろう。ただし明治初期公債政策の問題はこの順序で展開されていったからである。この研究で

わが国公債の成立

は以上の順序にしたがって問題を論じてゆきたいとおもう。すなわち明治初期公債政策をやや歴史的に追求してゆこうとおもうのである。

×

×

×

第一章 わが国公債の成立

公債証券発行による借入は公共借入のもっとも近代的な形態である。公債以前の借入形式たる御用金などと比較すればその近代的たる所以を了解することができよう。公債証券は一般に有価証券の形をとるものであって、金融市場から募集され資本として機能するものである。この形式の完成によってはじめて国家の貸借関係が債権者と債務者の間にまつわる人的私的関係をはなれ、物的客観的な姿をとるにいたり、公的な性格を完全に發揮するのである。さらに借入期間の長期化や、老大な金額の調達はただ公債形式の採用によってのみ可能となる。かくて公債形式を採用することによって国家の借入がいわば近代化するのである。しかしこのような性格をもつ公債が成立するには社会体制全体のある程度の近代化が前提となる。公的領域の確立（公債を公的債務として承認するための立憲国家の成立、公債の元利支払を保証するための徴税権力機構の確立）、金融市場の発展（公債が有価証券としての機能をはたすための証券市場の成立）などがこの条件となるであろう。

ところで公債証券の発行による借入形式がわが国にもたらされたのは明治三年発行の九分利付外債によってである。当時の日本の社会条件が公債の成立を可能ならしめるほどには近代化していなかったことは誰の眼にもあ

きらかである。したがってわが国の公債の成立にはわが国特有の諸事情が強力に作用していたとおもわれる。かくてこれら特有の諸事情との関連からわが国の公債成立の事情を解明することが重要となつてこよう。

本章ではこのような観点から九分利付外債発行にいたるまでの借入政策の経過を概観してゆきたいとおもう。

第一節 明治維新时期の借入金

明治維新の財政を記述するものは異句同音に「明治政府の財政はまず政府紙幣と借入金とに出發した」（大内兵衛「日本財政論」公債篇、昭和七年、二二ページ）旨をつけている。まことに「紙幣と公債は、維新政府の財政をささえた支柱であり、紙幣と公債によって維新の变革は成しとげられ新しい政治が発足しえたのである」（藤田武夫「日本資本主義と財政」上、昭和二四年、一七七ページ）。

慶応三年（一八六七年）十二月維新の大号令を發した新政府はまったくの徒手空拳であった。官有地収入もなく、租税徴収機構も未だ確立されていなかった。手もとにあるものはわずかに朝廷御料三万石のみであった。これでは政府は維新の大事業を遂行することができなかつたばかりでなく、日常の行政にもことかく始末であった。

新政府の財源はさしあたり献納金であった。これは三井、島田、小野などの献納、あるいは鳩居堂主人などが奔走した結果できたものである。いきおい献金者の範圍は限定されるし、金額もわずかしあつまらぬ。これによる収入はすぐに限度にきてしまった。

註(1) 献納金の詳細については沢田章「明治財政の基礎的研究」昭和九年十二ページより十六ページまで、および八一ペー

わが国公債の成立

わが國公債の成立

じより八四ページまでにくわしい。献納金収入は明治二年四月ころまでであったようであるが、政府がこれに財政収入として期待をかけていたのは大体慶応三年十二月より調達借入のはじまる翌明治元年二月頃までであったとおもわれる。

(沢田氏の勞作をここで引用するときには「基礎的研究」とのみ記す)。

献納金にかわつて登場した政府収入は借入金であった。これには内地人よりの調達借入、外国商社からの借入とのふたつがあった。調達借入のうちもっとも重要なものは由利公正の建議にかかる御基金金三百万両の調達であった。三百万両という金額は当時としては驚異的なものだったので、ただちにその全額が調達されるわけにはいかなかった。また新政権確立のための討幕や御東幸などの事業には老大な経費が必要であった。これが遂行は到底三百万両や四百万両ですむものではなかつたのである。

かくて政府収入の第三の手段として紙幣発行政策が登場した。由利は紙幣発行政策を御基金金三百万両の借入と同時に提案した。御基金金は財政支出をまかない、大政官札は殖産興業のために使用するつもりだったのである。財政窮乏の極にあつた政府はやがて財政支出のために紙幣を使用するにいたつた。発行紙幣四八〇〇万両のうち三千万両前後が経費の支出にあてられたのである。こころみに八期間歳入歳出決算報告書をもとにして維新当初の歳入構造を表示してみよう。この表であきらかなように明治維新时期には歳入の九十六パーセント近くが例外歳入であった。そして例外歳入のうち九〇パーセント程度(第一期は九十パーセント、第二期は八三パーセント)が借入および紙幣発行による収入だったのである。国内での借入金、外国からの借入金および大政官札、この三つのもが明治維新の大事業の遂行を可能にさせた物的基礎をなしたといつてもあながち誇張ではあるまい。

明治維新期の歳入構造

わが國公債の成立

| 會計年度 | 歳入 總計 | 通常歳入 | | 例外歳入 | | 内 納 | | 募 金 | | 資 業 返 返 |
|--|----------------|----------------|------------------|------------------|-------------|--------|--------|--------|--------|------------|
| | | 大政 官札 | 例 達 借 入 | 外 社 借 入 | 國 商 入 | 納 入 | 納 入 | 納 入 | 納 入 | |
| 第 1 期 慶應 3 年 12 月 1 日 明治 1 年 12 月 31 日まで | 3308 (100%) | 366 (11.1%) | 2942 (88.9%) | 2403 | 383 | 89 | 15 | 36 | — | |
| 第 2 期 明治 2 年 1 月 1 日 2 年 9 月 30 日まで | 3443 (100%) | 466 (13.5%) | 2977 (86.5%) | 2396 | 81 | 10 | 0. | 1 | 449 | |

• 単位万兩, 1 万兩以下切捨

註(2) いわゆる「八期間歳入歳出決算報告書」とは「明治元年一月より同八年六月にいたる歳入歳出決算報告書」のことである。この報告書は明治十二年十二月二十七日に時の大藏卿大隈重信が大政大臣三条実美に提出したものである。三条は報告書の正確なることを認めた。しかし澤田章氏は「基礎的研究」の一〇一ページでつぎのようになっている。「この『八期間歳入歳出決算書』に表示する数字は悉くこれを信用するにたるかいなかという事になると、これまたいささか疑いなきをえぬのである」。この「報告書」の正確さについては若干の疑問がある。しかしともかくこの「報告書」は明治維新期の財政状況を知るための唯一(といってもよい程)の貴重な資料である。ちなみに本「報告書」は明治前期財政経済史料集成、第四巻に収録されている(ここで明治前期財政経済史料集成より引用するときには「史料集成」と記す)。

さて、公債を公共借入一般あるいは公信用一般というふうに解釈すれば借入金も公債の一種類に入りうる。紙幣発行はあるいみではかくれた形で借入とみることができ、あるいみでは公信用の創造とかがえられよう。したがって紙幣発行も公債の一種といえるかも知れない。

ここで借入金と紙幣発行問題のみをとりあげようとするのは、明治維新期の財政収入のうち両者のみがひろい意味での公債に属するからにほかならない。

しかし公債の歴史的展望をなすためには、広義の公債概念とともにより厳密な狭義の公債概念を確立しておく必要がある。公債は厳密には公債証書発行とい

わが國公債の成立

う形式による公共借入と解釈すべきである。これは公共借入の近代的形態のもっとも典型的なものである。ここでは公債を狭義に限定して議論をすすめてゆくのが便利であるとおもふ。

一 調達借入の性格

借入金の第一のものは調達借入である。この詳細についてはすでに信頼するにたる研究が発表されている。^(註3) 調達借入の経過についてはこれらの研究を参照していただきたい。

註③ 明治維新期の調達借入金（御用金）の研究としてはすでに本庄栄治郎「明治初年の御用金」（同氏編、明治維新経済史研究、昭和五年、所収）や澤田章「御用金穀の調達と会計基金一（基礎的研究）第一章」がある。両者ともすぐれた業績である。とくに澤田氏のものは大蔵省にあつた原資料の綿密な検討によって調達借入の詳細をえがきだしている信頼すべき労作であるといつてよからう。

「八期間歳入歳出決算報告書」によると調達借入の金額は第一期三八三万両、第二期八一万両となつている。そしてこれに関しつぎのような説明をしている。「調達借入は当時の会計困難なるがため、東西両京および大阪、兵庫、大津などの富豪につのり逐次に調達せしめ、また東京および横浜の町会所に貯蔵せる金穀を一時借用せしものなり」（「史料集成」第四卷、五二ページ）。澤田氏の研究によると調達借入のうち三二万両あまりが東京町会所おさめの分であつた（「基礎的研究」一〇〇ページ）。また七八〇〇両あまりが横浜町会所おさめの分であつたという他の記録もあるそうである。調達借入のうち東京、横浜両町会所おさめの分およそ三三万両を差引いた

のこりの大部分は由利公正の提案になる「会計基金金」であろう。会計基金金が調達借入の主要部分を構成したわけである。^(註4)

註(4) 「会計基金金」は明治元年一月二日に由利公正が建議し、同月二三日に可決された借入金計画である。これは討幕費用など緊急にしておかつ尨大な財政需要を調達する基金として企図されたものである。この基金金は元年二月の御親征費用、元年閏四月の三条大監察使東下費、元年八月の御東幸費用などに支出された。会計基金金の借入目標額は三百万両で

覚

一、金貳百九拾七両也

利足月壹分定

此銀何程

右者

大政官御用途御差加金請取候入用之節は
元利御下げ可相成者也

慶応四年辰三月

会計御用所 ㊦

当番

鴻池善右衛門 ㊦
島屋市之助 ㊦
米屋長吉 ㊦

何屋何殿

割印

わが国公債の成立

あったが、長期的にみて大体目標額に達したといわれる。

会計基金金がわが国公債成立史のうえにいかなる意義をもつか。これがさしあたり検討すべき問題である。そのためにまず会計基金金の性格を検討してみよう。これを借入形式と借入条件とにわけて説明する。

(一)「借入形式」 会計基金金の調達者にたいしては借用証文をだした。資料の関係で今日では証文の形式について明瞭になしえない点も若干ある。しかし大体上図のよるな証文をだしたこととおもわれる。いつも同一形式の借用証ばかりがだされたわけでもないらしいが、その場合でも証文中の二、三の字句が相違しているにすぎぬようである。^(註5)

わが国公債の成立

(5) 註 上にかかげた借用証文の「ひな型」は大坂会計官対山中善右衛門「会計基金金札拝借返戻関係証文類写」(三井文庫所蔵の大蔵省文書写の内にある)によつた。また大蔵省文書の内にある「御基金調達元帳一の乙」とびらの裏側や、同帳二六巻にも借用証文の「ひな型」が掲載されているが、証文形式の点からみれば、右にしめたものと本質的に相違はない。字句に二三の相違があるのみである(御基金立金調達元帳第二六巻の借用証文のうつしは本庄栄治郎氏の前掲書三八六ページにしめされている)。

借用証文の性格で特徴的な点はつぎの三点である。

(イ) 借用証文は筆書きのものであったこと。おなじ「会計基金立金」の借入でありながら借入の都度借入金額の相違やそのほかの理由によつて証文形式に若干の相違をみせていた。

(ロ) 証文形式は普通の私人間の貸借の場合にとりかわす証文形式と似ている。またこれは徳川時代の大名達があつた御用金の形式をふんでいるといってもよからう。すなわち私債的色彩がまだ濃厚にのこつていたのである。

(ハ) 会計裁判所御用掛の鴻池や米屋が保証人然として証文に名をつらねているのもおもしろい。このことは新政府の公的性格にたいする信頼が不足し、富豪個人の信頼を下まわつてゐることを象徴してゐるかのようである。また貸手が公的な政府の信用でなく個人的な私的信用を問題にしていることが想像される。京都、大阪およびその近郊、近江、伊勢、東京に在宅または店をもつた富豪が借入先を中心をなす。借入に応じた人はかならずしも富豪にかぎつてはいない。とくに京都などでは一般庶民もかなり多人数(多額ではない)借入金金の調達に応じたようである。しかし政府の意図があくまで富豪から調達することにあつた点はかわりがない。

政府が誰を借入先と意図していたかということは調達方法の特性にはつきりしめされている。すなわち政府はこれら富豪のうちもっとも重要なものをよびだして調達金の旨を達し、さらに彼等があるいは為替方御用達（三井、小野、島田）とか会計裁判所御用掛（鴻池ほか十四人）などに任命して借入金調達の委員にした。そして政府は彼等の立会のうえで多数の富豪と会見して調達への協力を命じたのである。政府にたいする信用はうすく、愛国心に訴えるだけでは調達者を惹きつけることができなかった。そこで政府は、大富豪の信用（保証）のうえにたつて多数の富豪を説得し調達しようと思図したわけである。これのみでなく政府は一方では主だった調達者には種々の恩典を与えて優遇し、他方では調達に応じない富豪連中にたいして脅迫的な文句をならべている。勿論自由意志からする調達申込もあるにはあった。しかし金額的にみてこれは非常にすくなかった。結局借入方法は指名と指定額による半強制的方法であつたといつてもたいしてまとはずれではなからう。

註(6) 調達者にたいする優遇方法について説明しよう。政府は布告の都度調達者に恩典を与える旨をのべた。また実際にも政府は三井、鴻池など主だった調達者にたいしては本人およびその手代などに苗字帯刀をゆるしたり、米や金子を賞与し、さらには扶持、屋敷地をもあたえている。明治三年調査軍事金穀調達者賞与書類（大蔵省文書、三井文庫所蔵）にはこれら恩典の数々が記されている。

調達が予期どおりに実現しえなかつたことはやむをえなかつたとおもう。徳川時代から返済の仲々行われぬ御用金になやまされていた京阪の富豪たちの中には御基金調達命令にたいしても逃げまわつていたものがかなりいたようである。新政府はこれに業をにやし刑罰でもつて脅迫し、調達実現をはかるうとしたのであつた。二三の例をしめそう。慶応三年十二月二十九日に大阪の富豪の若干が新政府のよびだしをうけた。しかし彼等は御用金を吹っかけられるのをおそれて事を構えてよびだしに応じなかつた。この大阪商人にたいして岩倉は憤慨して「——賊徒同意の町人罪科申しつくべ

わが国公債の成立

わが国公債の成立

き旨すてに高札迄御したため（鴻池文書、本庄氏、前掲書、三六八ページによる）たといわれる。元年二月十一日京都商人え（同十三日に大阪商人え）の達しのうちに「万一心得ちがいをいたし、その力ありてその力をつくさざる者は逆意にひとしき筋に候。この旨きつと相心得べく候こと」（三井家奉公履歴、明治二九年二一ページ）とのべている。大隈伯爵日譚（明治二八年）三二ページには大監察使東下費の調達に關して「けだしその負債は大阪府の酷甚なる脅迫によつて僅かにえたものにして——」とある。さらに五月はじめの達しにも脅迫的文句があつたようだ。岩倉公実記中巻、四五九ページにはこの達しがしるされてゐる。「かくまでの御時態を拝承しながらその財ありてその力を朝廷に尽さざる者は御國恩を相わきまえず不忠の筋に相当り候故、かれこれ御取り計らひの向もこれあるべく候間この段御心得ため申達候こと」とある。これらの事から調達借入が相当強制的であつた事情を知ることができよう。

(二)「借入条件」。基金金調達の実施中に借入条件が変化していったことを注意すべきであらう。

元年正月二十九日、京阪の豪商百数十人に基金金調達を申し渡したときの借入条件は、

(イ) 借人ではあるが（したがって返済するのではある）が返済期限が明瞭ではない。もっとも当時の借入であるから長期借入をかんがえていたわけではない。

(ロ) 利子については明言がない（これは後に月一分ということになつた）。

(ハ) 原則として地租を抵当にするが、尚各自のこのみの条件に應ずる旨もあわせ申し渡されて^(註7)いる。

註(7) 告論文はつぎの言葉で結ばれている「返済の儀は地高を以て御引当に成し下され候筈に候らえどもなお好の筋もこれ

あり候はば申し出ずべきこと」三井家奉公履歴、十五ページ参照。

元年二月十一日御東征にあつたの御基金金調達命令書における借入条件はつぎのようであつた。

(イ) 元金返済を確約しているが、返済期限については明言はない。

(ロ) 利子については確然とした条件がなかったが、既述のようにこれは月一分ということになった。

(ハ) 抵当についてはあらためて明言していない。

ついで元年閏四月、三条大監察使東下費の調達を目的とした基金調達の命令書における借入条件はつぎのようであった。

(イ) はじめて返済期限を打ちだした。すなわち元年十月かぎり元利とも支払うことを明言した(実際の元金支払はこれよりすこしおくれた)。

(ロ) 利子は月一分半に引上げた。

(ハ) 抵当については明言がない。

さらに元年八月御東幸用途調達のさいの基金借入の条件はつぎのようなものであった。

(イ) 返済期限を五カ年とし年賦で返済する(実際にはもっとはやく返済された)。

(ロ) 利子としてつぎの特典の予約をした(調達金一万両につき元金償還まで年々米二百俵を下賜、元金償還後は一万石につき五人扶持を永世下賜。この特典のうち利米一万両につき二百俵の件は二年正月にいたって年七分の利子にかえた。また返済後千両以上の調達者には賞与がつけられたが、一万石につき五人扶持の永世下賜などの特典はそのままの形では実現されなかった)。

借入条件が基金調達の実施中に変化していったこと、借入が実質的にみてきわめて短期間のものだったこと、国内の人民からの借入であったにもかかわらず抵当をだしたこと。これらが調達借入金の条入条件の特徴であった。

わが国公債の成立

会計基金金の性格は以上のべた借入形式と借入条件の特色からあきらかになったとおもう。

これを要するに会計基金金は徳川時代の御用金の形式をふんだ借入金であった。したがって前近代的、私的性格のつよい借入金であった。しかし徳川時代の御用金は形式は借入であるといっても実際には返済のないただの徴発におわった場合が多かった。これに反し、維新政府のものは名実ともに借入金となった点が注目されよう。

元年六月頃になると政府は調達金借入証文を抵当にして商人たちに大政官札の貸付をなしている。これはあるいみで借用証文が公約性格をもつことをうらがきするものであり、調達借入が単純な私的借入関係より一步前進したことをしめすものかも知れない。しかし大政官札の貸付はあくまで新政府の紙幣流通政策から生じたものであって、借用証文が完全に公約になったとか、有価証券化したといういみでは毛頭ない。借用証文はあくまで私的証文であって、一般には証文抵当に借入もできなかつたろうし、また証文の譲渡有価証券化は全然みられなかつたようである。かくしてこの借入金と公債証書による近代的借入形態たる公債とは一線を画しているといふべきであらう。^(註一)

註(7) 会計基金金の性格にかんし「旧時の御用金とはことなり地租をもつて引当とせる内国債であった」という表現がしばしばつかわれている。たとえば本庄氏の「前掲書三七ページ」や澤田氏「基礎的研究」三二ページなどを参照。しかしここでは返済するものであることを強調するいみで国債という表現が使用されていることに注意すべきである。ここに国債というものは公債証書発行形式による借入ではない。

また戊辰日記の元年正月二三日の記録には「是を国債とし万国普通の公法を以可及返弁、決して後日の難渋に相成候はざる様取計らべく候間——」(史籍協会版、大正十四年、九四ページ、傍点筆者)という文句がある。文面は一見公債発行を

意味しているようであるが、やはりこれは以前の御用金とちがって返済するものであることをしめしたにすぎないと解釈すべきであろう。

二 外国商社よりの借入金金の性格

維新政府の借入には会計基立金の調達によるもののほか外国商社からの借入もある。「八期間歳入歳出決算書」によれば外国商社よりの借入は第一期に八九万両、第二期に十万両となっている。この「決算書」の説明によると、第一期の借入はイギリスのオリエンタルバンクよりの五十万ドルおよびイギリスのオールト会社よりの四十万ドルであり、第二期のものはオランダ商社より十萬ドル借入れたものである。

明治維新时期における外国商社からの借入については筆者は信頼するに足る原資料に接する機会がすくなくかつた。資料が乏しいのかもしれない。そこで新政府の外国商社よりの借入の全貌を明瞭にすることは一寸むづかしい仕事である。しかも前掲「八期間歳入歳出決算報告書」に記載されているものが外国商社よりの借入のすべてであるか否かも保証しがたい。ここではひとまず「八期間歳入歳出決算書」記載の順次にしたがって外国商社よりの借入の性格について説明してゆこう。

第一期のオリエンタルバンクよりの五十万ドル借入については比較的详细がはつきりしている。^(註8)

註(8) この借入についてはつぎのものが若干くわしく説明している。「明治財政史」第八卷、一八九、一九〇ページ。大蔵

省沿革志「史料集成」第二卷、二二ページ。七分利付外国公債発行日記「史料集成」第十卷、三五ページ。明治大正財政

わが国公債の成立

わが国公債の成立

史、第十二卷、三ページ。大隈侯八十五年史、大正十五年、二〇一ページより二〇四ページまで。

これらのものの記述の内容はかならずしも一致していない。しかしこれらの記述を比較検討すれば借入の概略についての像がもとめられるとおもう。慶応四年三月幕府はパリ銀行支店の代表者ビケーと約定して五〇万ドルを借入れた。借入条件についてみると、返済期限七カ月、利率年一割、横須賀および横浜の製作所を抵当、というものであった。返済期限前までに三万ドルは返済されたが、のこりの四七万ドルは仲々返済のメドがつかなかった。新政府はこの債務を旧幕府より引きついで。返済の日限が迫ってくると、かつて幕府に加担していた債権主は抵当になっていた横須賀の製鉄所を奪取しようとした。勿論新政府は返済資金をもっていなかった。また三井組に借入を依頼したがこれも成功しなかったようだ（三井家奉公履歴、四八ページにある。五十万両の調達失敗の記事はこのことであろう）。新政府はやむをえず大隈重信を代表としてオリエンタルバンクに借入を交渉させ元年七月二六日借入に成功、一時の危難をまぬがれたのであった。

明治財政史、第八卷、三七八ページ以下数ページにわたってオリエンタルバンクよりの借入約定書がしるされている。これによると借入条件はおよそつぎのようであった。

(イ) 元金は約二カ年据置とし、元金の返済は明治三年九月よりはじめ、十カ月間毎月五万ドルづつ月賦返済をする（明治大正財政史ほか若干の書物では借入年限が二年となっている。また契約書にも借入期限二カ年と書いてあるが、三年の方が妥当のようである）。

(ロ) 利率は年一割五分。ただしオリエンタルバンクが有利な商業を起したり、銀行業務を拡張することを日本政府がみとめるさいは、利率を引下げてもよい。

(ハ) 横浜における海関税を抵当とする。

借入約定書にはこれが日本政府の「国債」であることが明記されている。ここにいう「国債」もちろん証券發行形式をとる公債の意味に解釈すべきではない、やはり公的借入といういみでの「国債」と解すべきであろう。もっとも同じ借入金であっても、会計基金の借入の場合よりも、公的な性格をもつことはこれが国際的借入であるから当然であろう。たとえばおなじ抵当をだすにしても、同時にあつては内地人と外国商社にだすときは効力がちがつてこよう。内地人の場合には政府の契約不履行の際にもならぬ抵当を強制的に管理できないであろう。^(註リ) また契約書もこれが公的借入たることを若干強調している。要するにこの借入金は会計基金の借入とおなじ借入ではある。しかし御基金よりも、公的な性格をもった借入であるといつてよいであろう。

註(9) 約定書につきのような一条がある。「凡て日本政府に於てオリエンタル銀舗会社と商業を為すには其会中の人と交際するに非ず、会社に交際するなり兼て覚悟すべし。会中の用人は遷転することあるといえども、之を以て銀舗の仕法に交換あるべからず——」(明治財政史、第八卷、三八〇ページ)。同様のことが日本政府についてもいえるのであつて日本政府の役人個人ではなく日本政府が当の借入金の相手であるわけだ。これは契約の公的な性格を間接に説明しているものとおもう。

第一期におけるもう一つの借入は貨幣司の経費不足を補うためオールド会社より四十万ドルの借入をしたことである。この借入は明治元年十二月になされたものである。借入条件は次のごとくであつた (イ)償還期限は不明。(ロ)利率年二割四分(この利率は大蔵省治革志の記述による。明治大正財政史によると利子は一割二分となつてゐる。当時の金利からみると一割二分の方が妥当かもしれない)。(ハ)元金の償還は同会社との日本物産の売却による。

わが国公債の成立

オールト会社よりの借入は明治二年三月ボードウィンというオランダ商社からの借入で返済した。ボードウィンよりの借入金額は百万ドルであったが借入条件は不明である。百万ドルの内オールト会社の肩替り分をのぞく約六〇万ドルは当年度内に返済した。「八期間歳入歳出決算報告書」にボードウィンからの借入の分がでてこないのはこのためではないかとおもわれる。

第二期のオランダ商社からの十萬ドル借入の件については、借入条件も借入目的もはっきりしない。

このほか「岩倉公実記」の中巻には明治元年における外債募集の企図について折にふれて記述されている。しかしこれらの記述は一体前述した外国商社からの借入についての記事なのか否か、またこの借入は実現したのであるか否かについての明瞭な説明がかけている。そのほか旧幕時代および明治のはじめに幕府や諸藩が外国から借入れし、明治になってから支払ったものなどが若干ある。これについてもいまは論じないことにしよう。^(註10)

註(10) 元年閏四月二五日、三条実美より岩倉への書簡のうちに軍備の不足を論じ、「模様により外国より借用つかまつるべく候、此の段御ききおきたまわるべく候(前掲書、中、四四六ページ)とある。閏四月下旬頃これと関連して岩倉は次のような提議をしている。「若し百万計画するも尚良策なくんば徒らに億兆の心を失はんよりは、むしろ外国に向つて募債して一時の急需を所弁し、内国の租税を以て其の償却を完了するに如かず」(前掲書、四五七ページ)。そして五月八日には朝議遂に外国および内国債を起すことに決したとつたえている。さらに六月二二日付三条より岩倉えの手紙には外国より銀五百万枚の借入が仲々うまくゆかない旨がのべられている。

註(11) 「明治初年政府が旧幕府より承継し又自ら起したる外国負債は合計百五十万ドルにして、その他の対外債務を合すれば凡六百万ドルと推定せられたり」(明治大正財政史、第十三卷一ページ)。これによって対外債務の規模のおおよそを知

ることができよう。

外国商社より借入はその本質においてあくまで私的性格をもった借入金であった。しかし内地人からの借入の場合よりも若干公的性格をつよくもった借入金だったのである。

三 大政官札の借入金の側面

明治元年一月二一日、すなわち由利公正が御基立金三百万両の調達を提案した時に、大政官札（金札）の発行もおなじ由利によって提案された。御基立金が主として維新政府の経費調達を目標とするのに反し、大政官札はこれを貸付けて産業興隆に資せんとするにあつた。第一、第二の会計期間をつうじて金札の発行総額は四八〇〇万両であり、当時の歳入総額六七五〇万両のおおよそ七割にあたっている。もつて金札発行の明治維新遂行に果たした役割の重要さを推察すべきであろう。大政官札についてはふるくは澤田章氏、最近では岡田俊平氏が正確にしてかつ綿密な研究をしておられるので、これらを参照すべきである。^(註12)

註(12) 「基礎的研究」第二章大政官札参照。澤田氏の研究は大蔵省文書——その大部分はすでに失われている——の検討をへて、大政官札の本質、発行経過、流通過程の全体を叙述している権威あるものである。岡田俊平氏の研究は「大政官札の性格」「大政官札の流通促進方策」などであつて、それぞれ同氏著「幕末維新の貨幣政策」昭和三十年の第二章第三章を構成している。岡田氏の研究は大隈文書の検討からすすめられる。そして金札発行者由利公正の思想系譜の探求と金札発行の手法となつた由利の越前藩における藩札発行の経験にまでさかのぼる。ついで金札発行の目的、発行趣旨の変化、金札流通難の原因の探求をされている。とくに明治二年以後の金札流通状況にかんする資料的検討は貴重な研究である。

わが国公債の成立

澤田、岡田両氏の研究によって確立された大政官札の性格にかんする定説はつぎのように要約できよう。

(一) 大政官札発行の目的は本来殖産興業のための貸付資金たることにあって、経費に使用する意図は全然なかった。すなわち大政官札発行の目的は生産力を基礎としそれに必要な資金を供給するにあって、いわば国家信用にもとづく資本造出であった。財政支出のための不換紙幣の発行ではなかったのである。

(二) しかし現実に行なわれた大政官札の金額をしらべてみると生産資金として貸付られた以上の金額が財政支出として発行されている。いわば現実には不換紙幣の発行の面がつよくでているのである。政府自身も後にいたって金札の収入手段たる性格をみとめざるをえなくなつた。^(註13)

註(13) 金札の本質については従来これを財政支出目的をもつ不換紙幣であるとか、あるいは殖産興業と財政支出の両目的を追うものであるとか論じられてきた。しかし澤田、岡田両氏の研究によつてほぼ以上のような定説ができあがつたのである。岡田氏は前掲書三七ページにおいて元年十二月四日の金札時価通用許可の問題にふれ金札時価通用についての政府布告は発行趣旨の訂正であり、金札が財政支弁のために発行されたものであることの確認であつたと論じられている。岡田氏の説は結論的には妥当であるとおもう。しかし政府布告は直接には大政官札の不換紙幣化の確認をいみするものであつて金札が財政支出に使われたことの確認をいみするものではないとおもわれる。したがつて金札時価通用許可が何故に生産資本としての金札から財政支出のための金札への性格変化の確認となつたかについての説明が欲しいわけである。岡田氏の一層詳細な解説を希望したい。ひるがえつて金札使用状況をしらべてみよう。金札がその本来の目的たる殖産興業資金として使用された以前に、まず財政支出として使用されたことは注意すべきことである。財政的見地からすれば、金札が財政支出に使用されたときすでに金札の性格の決定的変化があつたといふべきだろう。しかも何らかの形で金札を財政支出としてつかうかも知れないといふかんがえが由利や、由利の建議を許可採択した人々のうちに全然ひそんでいなかつ

たとはいいきれまい。このような見地から大政官札の性格変化の財政的意義をたずねる場合には金札時価通用布告の意義を岡田氏ほど重視する必要があるかも知れない。

ともかく発行された金札が財政支出により多く使用されたことは澤田氏の研究結果〔基礎的研究〕二九ページ以下〕がしめすところである。同氏によれば大政官札発行額四、八〇〇万両のうち殖産興業政策に一、七八九万両、財政支出に三、〇一〇万両使用された。殖産興業目的の金札貸付の内訳はつぎのとおりであった。

| | | | |
|-------------|--------|------------|--------|
| (イ) 列藩貸付 | 九六〇万余両 | (ロ) 諸藩予所貸付 | 一三万余両 |
| (ハ) 最上駿河守貸付 | 〇・一五万両 | (ニ) 府県貸付 | 一五八万余両 |
| (ホ) 商法会所貸付 | 六五六万両 | | |

「列藩貸与のなかでそうとうの額は各藩が財政窮乏をしのぐための経費にあてられたとみられるから、けっきょく、大政官札は主として歳入補填のために発行されたという結果に終わったのである」(遠藤湘吉「財政制度」日本近代法発達史昭和三年、二四ページ)。

金札の現実についての以上の状況をさらにおしすすめてつぎのように結論するのは、金札の本質(目的)と現実(結果)との関係に若干混乱をうむおそれがある。

「この金札は不換紙幣であり……後には商法司を置き産業資金として列藩および近畿の商賈に金札を貸下ることとした」(本庄栄治郎、前掲書三九五ページ)。「布告には……殖産興業、人民救済がうたわれたが、当時の実情よりしてそれが国庫の窮乏を救う方便であったことは明かであり云々」(藤田武夫「日本資本主義と財政」昭和二四年発行。一七六ページ)。

大政官札の本質と現実については大体澤田、岡田両氏の見解を支持していいとおもう。本稿で問題になるのは

わが国公債の成立

この大政治家が公債的な性格をもつかいなかという点である。たとえば殖産興業目的の金札貸付は公信用の授与という点で Die aktiven Kredit (Franz-Ulrich Wilke) の言葉。Handwörterbuch der Sozialwissenschaften の Öffentlicher Kredit (項参照) といえよう、また財政支出のための不換紙幣の発行はかくれた形での公債(借入)ということもできよう。このような立場から金札を觀察すれば金札すなわち公債であるといつてよいかも知れない。

註(14) 大内兵衛氏は論文「由利公正」(世界、昭和三十年一月号)で金札の性格について同様のことをいわれる。同氏によれば金札は一種の強制紙幣であるとともに強制公債である。「それは元金よりも返金の方が多い利子付債券であるから単なる紙幣ではなく利子付公債である。しかも政府が金を借りる証文ではなく、政府が金を貸す証文である」。しかも割当制をとる強制公債である。

さらに御基立金の証文を抵当にして金札を貸下げた事情等からも金札が公債的性格をもつといわれている。^(註15)

註(15) 本庄栄治郎氏、前掲書には御基立金証文の抵当による金札発行の性格についてつぎのような叙述がある。「政府は会計基立金にたいして月一分の利子を負い、商人は借入金札にたいして月六朱の利子を納めたものであるから、御用金との関係においては金札即ち月四朱の利付無記名公債証書を交付したると同様の結果となる。」(三九七ページ、傍点筆者)。「……結局金札を以て公債証書の交付と同様ならしめ、云々」(三九九ページ)。

しかしこのように金札を公債として規定する場合でも金札が公債発行と同様の結果となったり、また金札が結果的にみて公債発行と類似の作用をもつことを意味するにとどまるのである。金札貸付あたり利息をとるのは金札に着目してではなく貸付に着目したからである。利子支払義務はむしろ債務者が国家に提出する借用証(あ

る場合には御基立金調達借付証) にあって金札自体にあるのではない。すなわち金札そのものは本来利付債券というわけではないのである。また不換紙幣をも公債とみるならば、貸付金、補助金、紙幣、借入金などがみな公債ということになり、これらすべてが灰色にぬりつぶされ、これらのものもつ本質的特性がおおいかくされてしまふ結果となる。かくて大政官札はその本質においてあくまで流通手段たる紙幣にあるとかんがえねばならぬ。大政官札におけるこれらの問題点に関するより詳細な議論はここでは省略したい。ただ大政官札発行は本来借入でも公債でもないが公債類似の性格と作用をももつた点だけを注意しておけばたりるのであろう。

X

X

X

調達借入や外国商社からの借入は、その本質において私的人格の性格をぬぐいきれず、また借入期限もきわめて短期のものであった。これらは証書発行による借入形式たる公債とははっきり一線を画している前近代的借入形態であったのだ。金札は公債類似の作用をももってはいたが、しかし本質的には紙幣であつて公債ではなかつた。

そもそも公債証書形式による借入は公共借入のもつとも近代的形態である。このような近代的性格をもつ公債の成立には社会経済条件のある程度の近代化が前提とされる。明治維新时期における日本の社会的条件が公債を可能ならしめるほど近代化されていたとは誰もかんがえられないのである。すなわち明治維新时期にあつてはそもそも公債形式による借入の成立する余地が全くなかつたといつてよからう。しかも政府当局者自身が公債証書形式による借入について何等の知識ももちあわせていなかったとおもわれるのである。明治維新时期の借入のうちには後に公債に発展してゆくべき何等の萌芽もみられなかつた。当時の借入は公債とはまったく無縁な前近代的借入形態であつたのだ。このような状態ではわが国の公債の成立はずつと後の時期まで延期されざるをえないであらう。

わが国公債の成立

う。

ところが公債は意外にはやい時期に出現した。しかも維新政府がその阻止に全力をつくしたにもかかわらず公債が誕生してしまったのである。このような事態が国内で起きようはずがない。いわゆる九分利外債が産ぶ声をあげたのである。

第二節 わが国公債の成立過程

九分利付外債の成立事情については「旧公債紀事」(「史料集成」第十卷)にくわしい。本稿では主としてこれによってわが国にはじめて公債がもたらされた事情を説明することにしよう。^(註16)

註(16) 旧公債紀事は二冊あり。いずれも記録局参考書として保管されていたものである。第一冊は明治二年十一月旧公債定約書と題するものであり、第二冊は明治五年旧公債定約書類の表題がつけられている。

鉄道による交通にたいしてはじめてわが国民の眼をひらいたのはペルリ来航であったといわれる。彼が幕府に汽車の模型を献上して以来、鉄道建設がなんらかの形で当局者の関心事となったこととおもわれる。また諸外国にとつてはわが国における鉄道建設や経営の権利をうることは利権獲得のひとつの大きな目標となつたので、鉄道建設の建議やら許可願などが諸外国から折々なされてきた。

勿論当時の当局者にとつては鉄道建設がわが国資本主義発展にどれほど強力な役割を果すであろうかは見当もつかなかったことであろう。しかしともかく国家統一をはかり殖産興業をなさんとするにはまず運輸交通の便を

はからねばならないことは誰しもみとめざるをえなかった。政府は明治二年殖産興業の一助として鉄道の建設を志したのである。鉄道建設の権利を外国人にまかすことは将来の日本が殖民地化する心配があったので、政府当局者はできるかぎり自力で鉄道建設をなしたい意向であった。しかしいつでも先だつものは金である。この計画はすぐ資金面でゆきずまってしまった。ついに政府当局は外人よりの借入によって資金を調達し、鉄道建設にとりかかるほか策がないことをさとった。そのとき政府は英人レー(Horatio Nelson Ray)というものが鉄道建設の技術面と資金面についての計画をもっていることををしった。政府当局はレーと交渉をはじめその結果彼のプランを容れることにした。すなわち外資導入による鉄道建設案がここに生れたのである。この案によると総工費は約三百万ポンドを見積られたがさしあたり百万ポンドの資金をレーたちが調達し、この資金をもって建設に着手することになった。この資金調達の問題がそもそも九分利付外債発行の端緒となったのである。

もともとこの未知の大事業にたいしては官界軍部民間のすべてにわたり相当つよい反対があった。たとえば、「民間に於いては無用の土木を起して蒼生を塗炭に苦しましむるものなりと難ずるものあり……、甚だしきに到りては外債の如何なるものかを知らず、之を以て売国の所為なりとし、宜しく制裁を加うべしと叫ぶ者あり」(明治工業史、鉄道篇十四ページ)という状態であった。これを抑えて鉄道建設に乗りだした当局者の決意には余程かたいものがあつたとおもわれる。ともかく明治二年十一月十一日に政府とレーとの間に外資導入による鉄道建設案の一応の契約ができあがつた。契約内容全体をここに掲載する余裕がないので問題点のみ略記しよう。日本政府の出した第一命令書はつぎの言葉ではじまっている。

「内国に土功を創興し以て鴻益をはかり、その他種々の用途を達せんがため、わが政府英貨壹百万「ポンド」、

……の金額を称募するを要す。しかしてこの金額は一人あるいは数人の債主よりこれを資借し……云々」〔史料集成〕第十卷、十一ページ。傍点は筆者)。すなわち借入の趣旨、金額、方法をこのように規定したのである。借入金金の利率や元利支払の期限や方法などはこれをレーに一任した。

第一命令書につづく第一約定書には「レー……は英貨壹百万ポンド・ステリングの金額を……日本政府に称貸するを領諾す」〔史料集成〕第十卷、二二ページ)とある。さらに政府とレーとの間の百万ポンドの借入についてはつぎの契約がなされた。年々の利子支払高は一割二分、元金は三年据置、その後は十年賦で償還すること、抵当には海関税と、将来この借入金によって建設されるはずの東海道線、東京横浜線、琵琶湖より敦賀港にいたる鉄道線よりの収益をあてる。

日本政府はこの契約書をもってレーおよびレーの仲間からのプライベートの借入契約ができあがったものとかんがえた。すなわち前年大隈がオリエンタルバンクよりなした借入金と同性格の借入ができるとみなしたのである。

レーとの契約締結ののち政府当局者たる伊藤博文はオリエンタルバンクのロバートソンをたずね、いろいろとはなしあった。その折ロバートソンはこの借入契約書が法的に不備であり、これがちに日本のわざわいとなくとも知れないと伊藤に注意した。伊藤はロバートソンに政府の意向をつたえ、これにのっとったより法的完全な契約となすべくレーと交渉することを依頼した。かくしてレーとロバートソンとの交渉がすすめられ、ロバートソンは銀行家の立場から種々の疑義——たとえば抵当権の具体的行使方法の点など——をえぐりだし、レーに解答を迫った。レーとロバートソンとの交渉は一応の妥協に達するかにみえたのである(此の間の消息は伊藤博文

が大隈重信にだした明治二年十二月九日付の手紙から推測される。大隈家蔵版、大隈重信関係文書第一、昭和七年、一七九、一八〇ページ参照)。しかしレーはイギリスにかえると日本政府の期待を裏切った行爲をなした。すなわち自己を日本政府任命の特命全権委員 (Special Commissioner) と名のり、日本政府に代ってヘンリー・シュレーター商会 (Henry Schröder & Co.) を通じて公債の公募をはじめたのである。そして公債公募は明治三年四月に完了した。いまその折の起債条件をあげると次のようであった。

- 一、募集総額百万ポンド (邦貨四八八万円)
- 一、発行価格百ポンドにつき九八ポンド (内日本政府手取九一ポンド)
- 一、年利九分
- 一、抵当として海關稅收入の全部および付加担保として鉄道益金をあてる。
- 一、元金は三年据置後十万ポンドづつ十年賦償還

政府はレーの公債公募の事実をイギリスの新聞記事によって知った。明治三年五月頃のことであった。政府当局者たる伊藤は大いにおどろきレーの解任の決意をかためた。レーが信頼を裏切つて公然と公債を募集したことは、および公債百万ポンドの抵当として海關稅、鉄道益金の全額をあてていることは契約違反にあたるのかんがえ、大いに憤慨したようである。^(註17) 政府は六月一日の命令書をもってレーを解任し、その後始末をロバートソンに委任した。政府はレーの募集した公債をかえし、あらたな借入をオリエンタルバンクに依頼することをもくろんだ。この時の借入がいわゆる借入金を意図したものなのか、または公債のつもりであったかは資料的にみてはつきりしない。レーの解任にともなうトラブルについて政府はその後上野景範をロンドンに派遣して交渉させた。^(註18)

わが国公債の成立

その結果レーに七万ポンドの償金を支払うことで結末がついた。

註(7) 日本政府は公募公債である点と海関税と鉄道益金の全額が抵当になっていることについて、くりかえしくりかえし不満をのべている。明治三年六月一日付政府代表からオリエンタルバンクへの書簡にはつぎの文句がある。

「当初日本政府はレー氏能く建築を成功し、而して公債金額内よりその金額を陰密に称募すべきを確信せり。しかるにレー氏ロンドン・ゼー・エッチ・スルーダル会社の代員を冒称し、公然たる貸借法によってその金額を募集し、しかのみならず日本政府に代り諸港税関および鉄道収入をあげて百万ポンドの抵当となし、譲与書を把て会社に抵当するを新聞紙中より検出せり」(『史料集成』第十卷、二三ページ)。

「レー氏は余等に私協称貸するにあらずしてかえって余等の氏名を冒称して公然貸借するなり。もしそれ余等の氏名あるを以て財主あるいは代理人など資財をあげ、永遠に余等に称貸せし者ならば、すなわちこの抵当を扣備するにレー氏の手をへずして余等みずから鉄道建設のために貸借するをうべし」(『史料集成』第十卷、二六ページ。これは一八七〇年七月二二日付政府代表よりオリエンタルバンクへの書簡の一節である)。

政府がレーの行為に疑惑の目をむけたとおもわれる点はほかにもある。三年五月二三日付、伊藤博文の大隈重信宛の手紙(大隈家蔵版、大隈重信関係文書第一、昭和七年二三七ページ)などからこれを綜括すると大体つぎの二つとなる。第一は日本と約定したときの借入利率が年十二パーセントであったにもかかわらず、公債公募の際には九パーセントにした。

その差額を公債募集費や自己の利益にあてたのである。借入——すなわち調達の経費もいらず、またレーのような中間利得者の生ずる余地のない借入形式——についてのみの知識しかない日本政府は当然これを不審におもったであろう。第二は鉄道建設技術者を法外とおもわれる給料で契約したこと。さらに彼等にたいし材料買付の場合コミッションを取らせた

ことなどである。

註(18) 上野景範がロンドンでレーの件について骨折ったことについては彼の大隈宛書簡(前掲大隈関係文書一三八ページ)

などからも推察される。レーは契約書の条文をたてにとって、公債を公募した自分の行為が法的に違反ではない旨力説したようである。事実契約書のみ注目すればレーの行為が契約違反とばかりはいいがたい面もあった。むしろ、当時ヨーロッパでも普通の事であった公債募集による借入形態にたいして日本政府が無知であったことが不備な契約書をうんだ原因になったのかもしれない。日本政府はレーとの交渉中に持ちだされたうまい話にのみ注意をうばわれ、契約や法規の厳密な解釈を怠ったのであろう。此の間の事情については明治三年五月二日付大隈宛伊藤の書簡(前掲大隈関係文書一、三二七ページ)などからも推察される。

宇余曲折をへた九分利公債は、公債事務をオリエンタルバンクが引継ぐこと、およびレーの募集した公債はそのまま承認することで大団円となった。借入予定額三百万ポンドのうち残余の二百万ポンドの分は遂に借入も公債募集もなされずにしまったのである。

かくてここらならずも公債証書発行による借入形式がここに誕生したのである。政府がその性格について充分の知識をもちあわせていなかった公債、しかも外国よりの公然たる借人には屈辱さえも感じていたにもかかわらず、皮肉にも公債が突然登場したのである。九分利付外国公債成立の事情は明治初期におけるわが国西欧文物の輸入方法の特徴を象徴するかのようで、まことに興味ふかいのである。(註19)

註(19) 九分利公債が社会経済において果たした役割などは後章に論ずる予定である。公債から得た資金は鉄道建設以外の目的に一時の繰替使用がなされた。これは維新の混乱期を未だ脱しえなかつた時期であつたからやむをえないであろう。しか

わが国公債の成立

わが国公債の成立

し終局的にみれば公債収入金のほとんど全部が鉄道建設に費されたといえる。「八期間歳入歳出決算報告書」(史料集成) 第四卷、三七―三九ページ) によると鉄道建設費の決算額はつぎのとおりであった。

総計八八八万円―内訳―東京横浜間鉄道建設費二七二万円 ―大阪神戸間(安治川線をふくむ) 四三一万円

―京都大阪間一七七万円

このうち四八八万円が九分利外債の収入金でまかなわれたのである。なお明治財政史第八卷、八七三、八七四ページをも参照。

―付記―▽この稿は昭和三二年度文部省科学研究費交付金(総合研究)「明治初期における財政金融政策と外国資本の関

係」による研究の一部である。

▽原資料よりの引用には読みやすくするため仮名づかいを改めたり、漢字を仮名にした部分があるので原文のままではない。

▽この稿に関係ある資料で未見のものもあるのでできるだけ早い機会にこれを検討し、この稿を完全なものにするつもりである。